

資料編

1 第12次札幌市環境審議会及び生物多様性部会

本ビジョンの改定にあたっては、専門的な意見を聴取するため、「第12次札幌市環境審議会」及び「札幌市環境審議会生物多様性部会」を設置しました。

(1) 委員名簿(会:会長、副:副会長、部:部会長) ※審議期間中に交替した委員

氏名	所属・役職	審議会	部会
あいこう 愛甲 哲也	北海道大学大学院 農学研究院 准教授	○	○部
ありさか 有坂 美紀	RCE 北海道道央圏協議会 事務局長	○	○
あるが 有賀 望	札幌市豊平川さけ科学館 学芸員		○
いけだ 池田 敦子	北海道大学大学院 保健科学研究院 教授	○副	
きしなみ 岸波 光弘 ※	北洋銀行 経営企画部 広報室長兼サステナビリティ推進室長	○	
かわね 川根 範也			
きた 喜多 洋子	地域コーディネーター かどまーる 代表	○	
こだか 小高 大輔 ※	環境省 北海道地方環境事務所 統括環境保全企画官	○	
たむら 田村 努			
ささき やすゆき 佐々木 康行	札幌商工会議所 SDGs 推進特別委員会 委員長	○	
たけはな ひであき 竹花 英彰 ※	北海道 環境生活部 環境保全局 環境政策課長	○	
あべ かずゆき 阿部 和之 ※			
ささき さとし 佐々木 聡			
とくだ たつひろ 徳田 龍弘	北海道爬虫両棲類研究会 副会長		○
にしかわ ようこ 西川 洋子	北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所専門研究員	○	○
のむら たかひろ 能村 貴宏	北海道大学大学院 工学研究院 准教授	○	
はしなが まきこ 橋長 真紀子	札幌学院大学 経済経営学部 教授	○	
ひあん いんひー 黄 仁姫	北海道大学大学院 工学研究院 准教授	○	
ふくだ あゆみ 福田 あゆみ	公募委員	○	
もりた ひさよし 森田 久芳	公募委員	○	
やまざき まみ 山崎 真実	札幌市博物館活動センター 学芸員		○
やまなか やすひろ 山中 康裕	北海道大学大学院 地球環境科学研究院 教授	○会	
よこた あゆむ ※ 横田 歩 ※	札幌管区気象台 気候変動・海洋情報調整官	○	
さくらい としゆき 櫻井 敏之			
よしだ つよし 吉田 剛司	NPO法人EnVision環境保全事務所 主任研究員		○

(2) 検討経過

ア 第12次札幌市環境審議会

回	開催日	議題
第1回	令和3年11月11日	・第12次札幌市環境審議会の役割及び進め方について ・第2次札幌市環境基本計画の進行管理について ・札幌市内における温室効果ガスの排出状況等及び札幌市気候変動対策行動計画の概要について ・生物多様性部会の設置について
第2回	令和4年10月24日	・生物多様性さっぽろビジョンの改定について(中間報告) ・第2次札幌市環境基本計画の進行管理について(報告) ・札幌市気候変動対策行動計画の進行管理について(報告)
第3回	令和5年7月7日	・生物多様性さっぽろビジョンの素案報告について ・G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合における普及啓発事業について(報告)
第4回	令和5年10月30日	・生物多様性さっぽろビジョンの原案について ・第2次札幌市環境基本計画の進行管理について(報告) ・札幌市気候変動対策行動計画の進行管理について(報告)

イ 生物多様性部会

回	開催日	議題
第1回	令和4年1月20日	・生物多様性さっぽろビジョンの進捗状況 ・生物多様性さっぽろビジョン策定時からの状況の変化の共有 ・新たな課題の抽出
第2回	令和4年3月15日	・改定生物多様性ビジョンの構成案について ・個別課題の検討「保全事業」
第3回	令和4年3月18日	・個別課題の検討「普及啓発事業」 ・個別課題の検討「野生動物と人とのあつれき対策」 ・個別課題の検討「外来種対策」
第4回	令和4年10月13日	・改定生物多様性さっぽろビジョンの構成案について ・新たなゾーニングの検討
第5回	令和5年1月10日	・ゾーニング図について ・目標及び進捗管理について
第6回	令和5年3月16日	・目標及び進捗管理について ・骨格案の検討
第7回	令和5年5月24日	・素案の確認

2 パブリックコメント・キッズコメント

(1) 意見募集期間

令和5年(2023年)12月26日(火)～令和6年(2024年)1月31日(水)

(2) 資料の配布・閲覧場所

- ・札幌市役所本庁舎 12階 環境局環境共生担当課
- ・札幌市役所本庁舎 2階 市政刊行物コーナー
- ・各区役所 市民部総務企画課広聴係
- ・各まちづくりセンター
- ※ その他、図書館、各児童会館などにも配布しています。
- ・その他市有施設
(環境プラザ、円山動物園、博物館活動センターなど)
- ・札幌市公式ホームページ

(3) 意見提出者数・意見件数

- ・パブリックコメント(大人の意見) 5名、11件
- ・小学生中学生コメント(子どもの意見) 1名、1件

(4) 意見内容の内訳

- ・普及啓発に関すること…………… 6件
- ・企業等の取組に関すること…………… 2件
- ・外来種対策に関すること…………… 1件
- ・その他…………… 3件

3 昆明・モントリオール生物多様性枠組

長期目標(Vision by 2050) 「自然と共生する世界」

2050年に向けたグローバルゴール

- ゴールA** 2050年までに、生態系全体が健全に保たれ、生物の絶滅率及びリスクが1/10に削減される。種の遺伝的多様性が維持され、その適応能力が保護されている。
- ゴールB** 2050年までに、生物多様性が持続的に利用、管理されるとともに、生態系がもたらす機能やサービスを維持・回復することで、持続可能な開発の達成を支え、現在及び次世代に生物多様性の便利をもたらす。
- ゴールC** 国際合意に従い、遺伝資源の伝統的知識を保護しつつ、遺伝資源に関する金銭的・非金銭的利益が先住民や地域社会も含めて公正かつ衡平に分配され、2050年までにその利益が大幅に増加することで生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する。
- ゴールD** 生物多様性に係る資金のギャップを縮小し、資金源、能力構築、科学技術協力、技術アクセス・移転が全ての締結国、特に開発途上国にも確保され衡平にアクセスができるようになる。

短期目標(Mission by 2030)

必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること。

2030年に向けた23個のグローバルターゲットの3つのグループ

<p>グループ1 生物多様性への脅威を減らす</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 空間計画の設定 2 自然再生 3 30by30 4 種・遺伝子の保全 5 生物採取の適正化 6 外来種対策 7 汚染防止・削減 8 気候変動対策
<p>グループ2 持続可能な利用及び利益配分による人々のニーズを満たす</p>	<ol style="list-style-type: none"> 9 野生種の持続可能な利用 10 農林漁業の持続的管理 11 自然の調節機能の活用 12 緑地親水空間の確保 13 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)
<p>グループ3 実施と主流化のためのツールと解決策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 14 生物多様性の主流化 15 ビジネスの影響評価・開示 16 持続可能な消費 17 バイオセーフティー 18 有害補助金の特定・見直し 19 資金の動員 20 能力構築、技術移転 21 知識へのアクセス強化 22 女性、若者及び先住民の参画確保 23 ジェンダー平等の確保

4 用語集

ア行

亜寒帯	月平均気温10～20℃の月が1～4ヶ月で、他の月はより低温である気候帯。短い夏があるので生育期間の短い植物がみられ、針葉樹林が優占する。
あつれき	不和が生じること。
エコツアー	自然環境などを観光の対象とし、その持続可能な利用を考慮して行われる旅行やプログラム。
エシカル消費(倫理的消費)	現状のライフスタイルを見直し、環境や社会に配慮した商品やサービスを生産・選択すること。
屋上・壁面緑化	ビルや住宅などの屋上や壁面に植物を植えること。屋上ではコケ、樹木、草本など、構造や水分条件に応じて様々な植物が施工される。壁面ではつる植物が多く用いられる。日光の遮蔽効果や大気浄化効果がある。

カ行

海進海退	海進とは、海面が陸地に対して相対的に上昇することによって海が内陸に侵入する現象。海退とは、海面の下降または陸地の隆起に伴い、海岸線が海側へ移動する現象で、結果として新たな陸地が出現する。
攪乱	かき乱すこと。
果穂	小さな果実が穂状に多数集まったもの。ワタスゲの場合は綿毛状。
河畔林	河川の周辺に成立し、河川環境と相互に影響を与える範囲の樹林。
環境アセスメント	開発などの人間による行為が環境に及ぼす影響についてあらかじめ予測し、その評価を行うこと。影響があった場合には、影響を回避したり小さくしたりするなど、自主的な配慮を促すことを目的としている。
「環境首都・札幌」宣言	2008年に、世界に誇れる環境都市を目指すために宣言。宣言文のほか、7つの視点からなる「さっぽろ地球環境憲章」、26項目からなる「地球を守るためのプロジェクト・札幌行動～市民行動編」で構成される。
環境省レッドリスト	環境省が作成した日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。2020年に最新版が改訂されている。
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。
環境マネジメントシステム	企業が行う生産活動や製品、サービスなどが環境に与える直接的・間接的影響を改善するために構築するシステム。
緩衝帯	緩やかに植生などの環境が推移する区間。
涵養	雨などの水がゆっくりと地面にしみ込んで地下水や伏流水などの水源となること。
気候変動	気温や気象パターンの長期的な変化。

共生型都市	自然環境など環境の保全・向上と生活の利便性の両立を目指す都市。
協働	共通の目標や目的のために、異なる主体がそれぞれの役割を認識して共に活動すること。
グリーン購入	商品、サービスを購入する際に、価格や品質だけでなく地球環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。
耕地防風林	農産物の良好な生育を目的として、風を弱めて表土や肥料の飛散を防ぎ、温度の低下や水分の急激な蒸発を抑えるための林。従来あった自然林を残したり、新たに植樹して作られる。
国民の行動リスト	国民一人ひとりが行動できるように促していくために環境省で作成されたリスト。「ふれよう」「守ろう」「伝えよう」の3本を柱とし、実際に取り組む際のヒントとなる具体的な行動例を提示している。
サ行	
さっぽろ連携中枢都市圏 (さっぽろ圏)	「『住みたくなる』、『投資したくなる』、『選ばれる』さっぽろ圏域」を目指し、札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町の8市3町1村により、2019年3月に形成された圏域。
サプライチェーン	製品の原料調達・製造・物流・販売・廃棄等の一連の流れ。
参加・協働型都市	行政ばかりでなく、市民、地域住民組織、NPO団体などをはじめとする各種団体や企業など、多種多様な組織や個人が共に役割を担い合いながら連携していくことを目指す都市。
市街化区域	都市計画法による都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域と、今後計画的に市街化をはかっていく区域。
市街化調整区域	都市計画法による都市計画区域のうち、原則として開発が抑制されている区域。一定規模以上の計画的な開発を除いて、市街化が抑制されている。
自然再生推進法	過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とした法律(2003年1月施行)で、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林、サンゴ礁などの自然環境の保全、再生、創出、維持管理を多様な主体が行うものとしている。
自然資本	人々に一連の便益をもたらす再生可能及び非再生可能な天然資源(例:植物、動物、空気、水、土、鉱物)のストック。
自然林	人間による植林などの手が加えられず自然に成立した樹林。
湿地林	排水が悪く、地面に水が溜まっているような環境で成立する樹林。
シティプロモート	交流・定住人口の獲得、外貨の獲得などを目指し、地域の魅力を創造したり、地域の内外へと広めたりすること。
集約型都市構造	都心や地下鉄周辺などに生活に必要な都市機能が集積された環境負荷の少ない都市構造。
種の保存法	国内に生息・生育する、または外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めた法律(1993年4月施行)。

樹林地	樹木がまとまって分布している箇所。
循環型都市	資源の過剰使用と廃棄物の発生をおさえ、再利用や循環利用によって物質が循環するシステムの構築を目指す都市。
植生	ある場所に生育している植物の集まり。
人工林	人間による植林や植栽などの手が加えられることで成立した樹林。
人獣共通感染症	エキノコックス症など脊椎動物と人間との間で自然に感染する病気。動物由来感染症、人と動物の共通感染症などとも呼ばれる。
生態系	地球上に生息する生き物の相互関係とそれらを取り巻く環境である大気や光、水、土などがお互いに関わりあいながら形作る、ひとつのまとまった仕組みと働き(システム)のこと。
生態系サービス	食料や水、気候の安定など、生物や生態系から得られる恵み。
生物資源	人間の生活に必要な資源として利用される生物。基本的には再生可能な資源だが、持続可能な範囲を超えて過度に利用されることで、再生できずに絶滅したり、絶滅の危機に瀕しているものが増えている。
生物相	ある範囲に生息・生育する生物の種類組成。
生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるための基本的な考え方や、国、地方公共団体、国民などの責務、国が行うことなどを定めた法律(2008年6月施行)。
生物多様性国家戦略	生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づいて、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画を定めたもの。
生物多様性条約	生態系の破壊等により、生物種の大幅な減少に対する懸念が深刻化してきたことから、①生物の多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分を目的として、1992年に採択されました。
生物多様性地域戦略	生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。
生物多様性民間参画ガイドライン	幅広い分野の企業・組合・その他の法人及び個人事業者などが、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むために必要な基礎的な情報や考え方などを取りまとめたもの(第2版 平成29年(2017年公表))。
草原性鳥類	草原で採餌・繁殖するなど、草原を主要な生息地としている鳥類。
造成地	地形を人工的に改変して作り上げた土地、場所。
遡上	サケなどが海から上流に向かってさかのぼること。
夕行	
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
地球温暖化	人間活動により二酸化炭素等の温室効果ガスが大気中に放出され、地球の平均気温が上昇している現象。

地球サミット	持続可能な開発の実現のために環境と開発を統合することを目的として、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」のこと。
地産地消	地域で生産された農産物や水産物などを、その地域で消費すること。地域生産地域消費の略。
治水・利水	河川の氾濫を防ぎ、水運の便を良くしたり、農地などへの水の供給を良くすること。
底生生物	水底に生息する生物の総称。
泥炭地植生	沼沢や湿地、湖底などに植物が堆積して、完全に分解されずに炭化したものが堆積した地域を泥炭地と呼び、寒冷地に多く見られる。泥炭地植生は、このような特殊な環境に生育するものを指し、特有の植物が多く生育する。
天然記念物	文化財保護法や都道府県・市町村の文化財保護条例などにより指定された、学術的に価値の高い動物、植物、景観などのこと。
動物相	ある範囲に生息している動物の種類組成。環境により様々な種の組み合わせのバリエーションがある。
都市計画区域	都市計画を策定する対象となる場所として、都道府県や市町村が定める区域。市街地の範囲における自然的条件や社会的条件を踏まえて、一体の都市として総合的に整備や保全をはかる。
ナ行	
二次林	伐採、風水害、山火事などにより原生の樹林が破壊されたあとに自然に成立した樹林。
ネイチャーポジティブ	生物多様性の損失を食い止め、自然を回復させること。
ハ行	
春植物	札幌では4～5月の早春に花をつけ、夏まで葉をつけて栄養を貯えた後は地下で過ごす植物のこと。スプリング・エフェメラルともいう。カタクリ、フクジュソウ、エゾエンゴサクなどが代表的。
ビオトープ	生き物のすみかのこと。生き物(Bio)がありのままに生息活動する場所(top)。
ビジョン	一般的には、将来の構想や展望、未来像のことをいう。本書では、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組の具体化に向け、その方向性を示す「長期的な指針」として「ビジョン」と称している。
フェアトレード	原料などの生産地の環境を保全するとともに、生産者が適切な利益を得ることを目的として買い取り価格を保障するもの。
物質循環	自然界における様々な物質が循環的にやりとりされていることを指す概念。炭素循環や窒素循環、水循環などがある。例えば、大気中の二酸化炭素は、光合成を行う生物によって炭水化物にされ、食べたり食べられたりすることで個体間を移動し、個体が死ぬと菌などによって分解されて、再び二酸化炭素として大気中に放出される。
ブラキストン線	津軽海峡上にひかれた生物の分布境界線。

放逐	追い払うこと。放すこと。
北海道ブルーリスト	北海道が作成した、北海道における外来種のリスト。2004年に作成し、2010年、2019年(哺乳類、鳥類、両生爬虫類)に改訂されている。
北海道レッドデータブック	北海道が作成した、北海道における絶滅のおそれのある野生生物の種の記載した本。2001年に作成された。

マ行

ミレニアム生態系評価	国連の呼びかけにより、95カ国 1,360人の専門家が参加し、2001～2005年まで実施した取組。生態系の変化が人間の豊かさにとどのような影響を及ぼすかを示し、生態系に関連する国際条約、各国政府、NGO、一般市民の政策・意思決定に係る情報の提供と生態系サービスの価値、保護区設定の強化、横断的取組、普及広報の充実、損なわれた生態系の回復などを提言した。
モニタリング	変化の状況や経過を継続的に観察すること。

ヤ行

屋敷林	風雪や日射などの気象環境を緩和し、場合によっては燃料や木材の供給を目的として家屋の周囲に育成された樹林。
野生鳥獣	鳥類又は哺乳類に属する野生動物のこと。

ラ行

ライフスタイル	生活のあり様、暮らし方。
落差工	河床の急な勾配を緩くし、水の流れを弱め河床の安定を図るため、河床に落差を設ける横断工作物。
緑地	草木が生い茂った場所。
林床	森林の樹下の環境。
冷温帯	年平均気温約 6～13℃の範囲に相当する気候帯で、落葉広葉樹林が優占する。

ワ行

A-Z

CSR活動	corporate social responsibility の略。企業が事業活動において利益を優先するだけでなく、顧客、株主、従業員、取引先、地域社会などの様々なステークホルダーとの関係を重視しながら果たす社会的責任。
Eco-DRR	ecosystem-based disaster risk reductionの略。生態系を活用した防災・減災のこと。
NbS	Nature-based Solutionsの略。社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福と生物多様性による恩恵を同時にもたらし、自然と人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動。
OECM	other effective area-based conservation measuresの略。保護地域以外で生物多様性保全に資する地域。

One health	人や動物の健康と環境の健全性は、相互に密接につながり影響しあうものである、という概念。
SDGs	sustainable development goalsの略。持続可能な開発目標と訳され、2030年までによりよい世界を目指すための国際目標。
TNFD	taskforce on nature-related financial disclosuresの略。企業の事業活動がもたらす自然資本へのリスクと機会に対する適切な評価と、対外的な報告を目指して発足した組織。
30by30目標	2030年までに陸域の30%と海域の30%を保全・保護することを目指す目標。

5 参考文献等

- ・生物多様性国家戦略2023-2030(2023年3月31日閣議決定)
- ・地球規模生物多様性概況第5版(2021年)(環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室)
- ・生物多様性・自然資本に関する企業情報開示のグッドプラクティス集(環境省)
- ・北海道生物多様性保全計画(2010年)(北海道)
- ・国土数値情報(国土交通省)
- ・石狩川水系豊平川河川整備計画(2006年)(北海道開発局)
- ・札幌市環境白書(2023年ほか)(札幌市)
- ・札幌市統計書(2022年)(札幌市)
- ・札幌市気候変動対策行動計画(2021年)(札幌市)
- ・さっぽろヒグマ基本計画2023(2023年)(札幌市)
- ・札幌市円山動物園基本方針ビジョン2050(2019年)(札幌市)
- ・第2次さっぽろ都市農業ビジョン(2017年)(札幌市)
- ・札幌市みどりの基本計画(2020年)(札幌市)
- ・札幌市治水整備指針(2019年)(札幌市)
- ・札幌市都市計画図(2021年)(札幌市)
- ・札幌市版レッドリスト(2016年)(札幌市)
- ・北海道の湿原の変遷と現状の解析(1997年)(財団法人自然保護助成基金)
- ・日本に飛来する夏鳥の渡りおよび繁殖時期の長期変化(2004年)日本鳥学会誌

生物多様性さっぽろビジョン

Biodiversity Sapporo Vision

2024年3月発行

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境共生担当課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL011-211-2879 FAX011-218-5108



生物学的特性を
はたして
イン
市
礼儀
市